

峡北広域行政事務組合公告第1号

平成29年度峡北広域行政事務組合女性活躍推進法に基づく取組は別紙のとおりです。

平成30年7月17日

峡北広域行政事務組合
代表理事 内藤 久夫



峡北広域行政事務組合女性活躍推進法に基づく取組

平成30年 7月17日

峡北広域行政事務組合代表理事

峡北広域行政事務組合消防本部消防長

1 女性活躍推進法第15条に基づく特定事業主行動計画の公表

峡北広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（別紙のとおり）

2 女性活躍推進法第15条第6項に基づく取組の実施状況の公表

(1) 女性消防吏員の採用

平成32年度までに、女性消防吏員2名を採用する。
⇒達成状況100%（平成29年度女性2名採用）

(2) 男性職員の育児参加休暇取得の促進

平成32年度までに、制度が利用可能な職員に男性職員の育児参加休暇を100%取得させる。
⇒達成状況12.5%（平成29年度 利用可能職員8名うち1名）

3 女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

(1) 女性職員の採用割合

職 種	採用人数の目標		平成29年度	平成28年度
	数 値	年 度		
理事会事務部局職員 （事務職・技術職）	—	—	0名	0名
消 防 吏 員	2名	平成32年度	2名（28%）	0名

(2) 採用試験の受験者の女性割合

職 種	平成29年度	平成28年度
理事会事務部局職員（事務職・技術職）	（未実施）	（未実施）
消 防 吏 員	2名（28%）	0名

(3) 職員の女性割合 (平成29年度)

理事会事務局職員 (事務職・技術職) 16名うち女性2名⇒12.5%

消防吏員121名うち女性2名⇒1.65%

(4) 継続勤務年数の男女差 (平成29年度退職者)

理事会事務局職員 (事務職・技術職) 0名

消防吏員 男性4名 (継続勤務年数35年以上)

女性0名

(5) 超過勤務の状況 (平成29年度)

職 種	区 分	1名あたり平均時間数	1月あたり平均時間数
理事会事務局職員 (事務職・技術職)	毎日勤務者	52時間	5時間
消 防 吏 員	毎日勤務者	79時間	7時間
	隔日勤務者	104時間	9時間

(6) 管理職の女性割合 (平成29年度)

理事会事務局職員16名うち女性0名

消防吏員121名うち女性0名

(7) 各役職段階の職員の女性割合 (平成29年度)

理事会事務局職員 主幹4名うち1名 (25%) 主事1名うち1名

(8) 年次休暇等取得率 (平成29年)

職 種	区 分	取得率
理事会事務局職員(事務職・技術職)	毎日勤務者	54.4%
消 防 吏 員	毎日勤務者	43.6%
	隔日勤務者	40.7%

(9) 男女別の育児休業取得率・平均取得期間 (平成29年)

男性0% 女性該当者0名

(10) 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率・平均取得日数 (平成29年)

理事会事務局職員 配偶者出産休暇 該当者0名

男性職員の育児参加休暇 0名

消防吏員 配偶者出産休暇 該当者8名 取得率100%

平均取得日数 2日

男性職員の育児参加休暇1名 取得率12.5%

(1 1) 行動計画目標を達成する取組及び実施

①女性消防吏員の採用（平成28年度・平成29年度）

- ア 採用試験実施を組合ホームページ及び構成市広報で周知した。
- イ 管内学校等を訪問し採用試験受験周知を依頼した。
- ウ 関係機関等へ採用試験案内ポスターの掲示を依頼した。
- エ 山梨県及び構成市主催の就職面接会へ参加した。
- オ 公募型職業体験（ワンデイ・インターンシップ）を開催した。

②男性職員の育児参加休暇の取得促進（平成28年度・平成29年度）

- ア 幹部職員の意識を徹底した。
- イ 所属長による男性職員育児参加休暇の取得促進周知を徹底した。
- イ 配偶者が出産した男性職員へ休暇取得を勧奨した。

峡北広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

峡北広域行政事務組合代表理事

峡北広域行政事務組合消防本部消防長

峡北広域行政事務組合における女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。（以下「法」という。））第15条に基づき、峡北広域行政事務組合代表理事及び峡北広域行政事務組合消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍に関する状況

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づく理事会事務局及び消防本部における女性職員の職業生活における活躍に関する状況は次のとおりである。

(1) 状況把握**① 職員数に占める女性の割合**

理事会事務局職員（事務職・技術職）16名　うち女性2名（12.5%）
消防吏員123名　うち女性0名

② 採用した職員に占める女性の割合（平成27年度）

平成27年4月1日の新規採用職員数は3名で、そのうち女性は1名である。なお、受験要綱では、性別は不問としている。

理事会事務局職員　女性1名
消防吏員　　男性2名（女性受験者数0名）

③ 平均した継続勤務年数の男女の差異（平成26年度退職者）

平成26年度退職者　男性1名、女性1名　継続勤務年数40年以上

④ 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（平成26年度）

理事会事務局職員（10名）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
時間数	17	5	9	3	5	1	2	6	11	4	2	3

消防吏員（毎日勤務者6名）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
時間数	5	6	5	2	9	8	9	15	3	4	4	4

消防吏員（隔日勤務者85名）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
時間数	8	13	9	5	6	6	6	7	4	6	5	8

⑤ 管理職に占める女性の割合（平成27年度）

理事会事務局職員 16名中0名

⑥ 各役職段階における職員の女性の割合（平成27年度）

理事会事務局職員 主幹4名中1名（25%） 主事1名中1名

⑦ 男女別の育児休業取得率・平均取得期間（平成27年）

男性職員0% 女性職員該当者0名

⑧ 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率・平均取得日数（平成27年）

理事会事務局職員 配偶者出産休暇 該当者0名

男性職員の育児参加休暇 0名

消防吏員 配偶者出産休暇 該当者9名 取得率100%

平均取得日数 2日

男性職員の育児参加休暇 0名

3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標

女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 女性消防吏員の採用

平成32年度までに、女性消防吏員2名を採用する。

(2) 男性職員の育児参加休暇取得の促進

平成32年度までに、制度が利用可能な職員に男性職員の育児参加休暇を100%取得させる。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施

3. で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 女性消防吏員の採用

平成28年度から、採用試験の女性受験者を増やすため、組合ホームページ及び構成市広報で周知するだけでなく、学校及び関係機関等へ採用試験案内の掲示等を依頼する。

(2) 男性職員の育児参加休暇の取得促進

平成28年度から、男性職員の育児参加休暇の取得促進に努めるため周知等を徹底する。